

第4章 子ども・子育て支援事業計画

4-1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を定めることになっています。

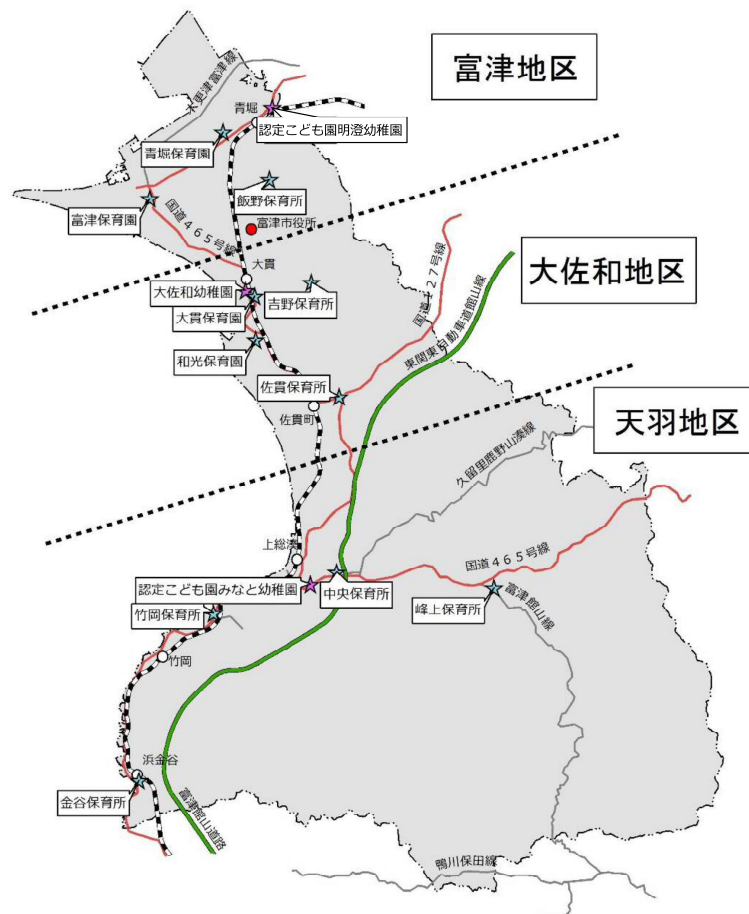
本市は「量の見込み」（=どのくらいの需要があるのか）「確保方策」（=いつどのくらいサービスを提供するのか、事業を実施するのか）を設定する単位として、富津地区、大佐和地区、天羽地区の3つの区域とします。

【第Ⅱ期計画から変更した理由】

第Ⅱ期計画では、量の見込みをニーズ調査結果に基づき算出し、富津地区と大佐和地区を同一区域とすることで当該区域内の需要調整をしやすくするため、富津・大佐和地区と天羽地区の2地区を提供区域に設定しました。

しかしながら、量の見込みと利用実績の乖離が大きかったことから、第Ⅲ期計画では、量の見込みを各地区の施設に係る利用実績を基に算出することとし、より実態に即したニーズを把握しやすくするため、提供区域を富津地区・大佐和地区・天羽地区の3地区に設定することとしました。

図 教育・保育提供区域図



4-2. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

本計画では、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み」を定めます。

現在の幼稚園、保育所（園）等の利用状況に利用希望等を踏まえ、以下の認定区分で設定し、教育・保育提供区域ごとに量の見込みを算出し、提供体制の確保を行います。

（１）本市の状況

本市では、公立保育所7所、私立保育園4園、私立幼稚園1園、私立認定こども園2園が、教育・保育を実施しています。

（単位：人）

入所児童数					
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所(園)					
公立	209	192	199	193	174
私立	366	338	314	313	281
合計	575	530	513	506	455
幼稚園					
私立	203	202	160	90	78
認定こども園(幼稚園型)					
幼稚園部分	19	14	11	44	30
保育所部分	50	48	44	76	65
合計	69	62	55	120	95

※保育所（園）・認定こども園：各年度3月1日現在／令和6年度のみ4月1日現在

幼稚園：各年度4月1日現在

（２）保育の必要性の認定区分

認定区分	認定の内容	利用先
1号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもで、教育を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもで、保育所等での保育を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所（園） ・認定こども園
3号認定	満3歳未満のこどもで、保育所等での保育を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所（園） ・認定こども園